

○補助金申請チェックリスト

補助金の額

対象車種	補助額	車両の要件
電気自動車 (普通自動車および軽自動車)	一律 20万円	自動車のうち搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源とし、自動車検査証の燃料の種類が「電気」である新車。また、福祉自動車以外は類別型式があること。
電動原動機付自転車 (第1種)	一律 2万円	定格出力が0.60キロワット以下の第一種原動機付自転車のうち、搭載した電池によって駆動する電動機のみを動力源にする新車。ただし、特定小型原動機付自転車、特例特定小型原動機付自転車及びキックボードを除く。

補助要件の確認

↓チェック欄(要件に合致するかご確認ください)

- 電気自動車または電動原動機付自転車の新車を購入し、新規登録日が令和6年4月1日以降である。
- 申請者が北杜市民である。
- 申請者の名義で、県内に事業所または代理店を有する者から購入している。
- 車両登録上の所有者は、北杜市民または割賦契約を結んでいる法人である。
- 車両登録上の使用者が北杜市民である。
- 車両登録上の使用の本拠が北杜市内である。

申請に必要な書類

< 必須書類 >

↓チェック欄(書類がそろっているかご確認ください)

- 北杜市電気自動車等購入費補助金交付申請書(様式第1号)
- (1) 住民票(申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。また、申請者、所有者及び使用者が異なる場合は、それぞれの住民票とする。ただし、法人を除く。)
- (2) 納税証明書(様式第2号。申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)
- (3) 車両登録に関する証明書(申請の日から起算して3箇月前までに発行されたものに限る。)
 - ・普通自動車 登録事項等証明書(現在登録証明書)原本
 - ・軽自動車 検査記録事項証明書(現在記録ファイル)原本
 - ・原動機付自転車 標識交付証明書の写し
- (4) 車両の主要諸元表(製品カタログ等)
- (5) 車両の購入費に係る契約書の写し
- (6) 自動車番号登録標、車両番号標又は課税標識及び車両全体を示すカラー写真
 ※ナンバープレートと車両全体が1枚に収まった写真。印刷をした写真でナンバープレートの印字が判別できない場合は、ナンバープレートの写真を追加してください。

(例)



< その他の書類 >

車両登録上の所有者が、ローン会社または車両販売会社である場合に提出が必要です。

- (7) 割賦契約書の写し ※割賦契約があっても車両登録上の所有者が申請者と同一であれば不要です。
- 申請者本人以外が窓口申請を行う場合に提出が必要です。
- (8) 申請手続代行者選任届(様式第5号)